

【生徒指導の考え方と方法】

我孫子市立白山中学校

[はじめに]

年々子供や保護者の意識が変化してきている。家庭の教育力，経済状況，生活面，学力面，体力面等，色々な意味で二極化が顕著になってきている。どこに照準を合わせていいかがわかりにくい時代でもある。それでも先生一人一人が努力し，生徒を指導し，問題を解決すべく苦勞を重ねているのが現状である。しかし，生徒指導に対する理念や具体的な方法論が曖昧で努力が結果となって表れてきていないのも現実である。

富士フィルムがデジタル化に伴い，フィルム事業から潔く撤退し，化粧品や健康食品，医療品といった新しい分野に参入し，立て直した。逆にコダックは柔軟な対応が行えず，存続できなかつた。また，昔の信号機は青→赤→黄の順に点灯していたため交通量の増加と共に交通事故が多発するようになった。その後，青→黄→赤の順に変えたことにより急ブレーキを踏まなくなり，交差点の事故が激減した。更に現在では，ラウンドアバウトと呼ばれる信号機のない十字路のシステム運用も進んでおり，同じ交差点での事故率が飛躍的に減少している。

生徒指導問題も同様である。事態を冷静に分析し，見方や考え方を改め，それにあったシステムを再構築することで困難な事態を改善することができるのである。

生徒指導ではよく「教師が一枚岩になれ」と言われることがある。それは，生徒指導の考え方や方法，システムを共有し，共通行動をとることが大切であるということである。それぞれの先生が的確に判断し，有効な対処や指導ができることを願いながら，白山中としての生徒指導システムが確立され，学校が適切な成長を遂げることを期待している。

1 生徒指導の考え方

現在学校の状況は，全体としては落ち着いているが，困り感の高い生徒に対する適切な指導ができず，苦慮する場面も少なからず見られる。その原因を「教師の能力や姿勢の問題」「家庭の教育力の減退」といったところに見出そうとする傾向にある。昔に比べて教師が劣っているわけでも，家庭状況がひどくなっているわけでもない。学校や家庭に対する世の中の見方や考え方，態度が昔と変わってきているだけである。昔は秩序維持のための体罰や躰という名の虐待も平然と行われていた。そんな時代を懐かしんで嘆いていても現実的ではないし，そういう対応で大人しくさせる学校や家庭では時代遅れになってしまう。そして何よりも誰もそういう学校や家庭を望んではないという現実がある。

3. 1 1で東北の人たちが見せた秩序を守り，助け合う姿は驚嘆に値する。これは家庭教育や学校教育の成果であると言われている。そのような教育が成り立つためには，学校が「公共」の教育の場であるという「公共性」を高く掲げて，堅持していかなければならない。

しかし、現実的には、個々の教師の努力だけでカバーできる範囲を遙かに超えた構造的な要因を含んだ現象が起きている。従って我々が構築しなければならないのは、スーパーマン的な教師による指導システムではなく、普通の先生が、普通に努力して指導できるシステムを再構築しなければならない。それは、あたかも医者 of 医療行為のような科学的合理的手法を取り入れ、「とりあえずやって、様子を見て、合議する」ことが大切になる。

(1) 生徒指導の基本方針

① **人に優しく、事に厳しい指導！**

「愛情を持って、生徒の将来を考えて厳しく指導する！」

- 厳しい指導とは、絶対に許さない覚悟で指導することである。
 - ・ 絶対に許さない指導とは、本人が設定するゴールに向け、行動変容するまで寄添って指導し続けることである。
- 「聴く」関係から信頼関係が作られることを忘れてはならない。
 - ・ 問題を起こす生徒は、気持ちが病んで苦しい状態である。やってしまった理由や気持ちを聴き出し、心情を理解しようとする姿勢で受容しなければ、生徒との信頼関係は築かれない。指導が入らない状態でいくら指導しても空回りするだけである。
- 「聴くこと、訊くこと」を意識した指導が大切である。
 - ・ 「事実確認」→ひたすら「訊いて、聴いて」事実を引き出すこと、指導はいらない。「責任の取り方、謝罪」→どうするかを引き出すように指導しなければならない。「今後の生活改善、在り方」→そうしないで済む生き方、人の為になる生き方について語り、何をすべきかを引き出すように指導しなければならない。
 - ・ 生徒、保護者が納得いくまで聴き出し、方向付けし、実践、評価し、行動変容させることが指導である。
- いじめ被害にあった生徒には、全面的に寄り添わなければならない。
 - ・ いじめの場合は、「やられた側にも問題が…」「そこまでとは思ってなかった…」「ただ見ていただけ…」の3つの場合を徹底的に指導する。
 - ・ 被害にあった生徒の保護者が「うちの子も普段からグズグズしているから…」という話しをしたときこそ、「そんなことはありません！」と全面的に寄り添う姿勢を見せるチャンスである。そこに子供の信頼感が生まれる。
 - ・ いじめについては、必ず見えるように動くことが大切である。こそこそ個別指導だけで終わらせず、全体に返す場面を設定しなければならない。
- 犯罪行為や触法行為が行われた場合は、関係機関との連携を図る。
 - ・ 原則として校内で起こる軽微な犯罪は、親告罪になることがほとんどである。被害者側に被害届の確認をすることや関係機関（市教委少年センター、研究所、児童相談所、家庭裁判所、我孫子警察生安課等）との連絡を図る必要がある。

- ・ 関係機関との連携については、管理職又は生徒指導主任が窓口となる。特に発達障害を抱えている生徒を医療につなぐ場合は、担任が保護者と直接やり取りすると感情を損ねる場合があり、つなげなくなることも多い。

② **体罰厳禁！**

「恫喝や暴力による指導は厳しい指導ではない。感情で怒ったまま終わりにせず必ず変容するまで寄り添った指導がなされなければならない。」

○ 一つ叱ったら、三つ誉める！（認めるネタをつくる！）

- ・ 叱った後は、行動改善できるように周囲に貢献できるものを考えさせ、期間を決めて実行させ、誉めるプロセスが大切である。感情による叱責は指導にはならない。

○ 叱り方、誉め方を工夫する！

- ・ 厳しく叱責し、時には処罰をし、それで済ませてしまうのは、叱られている意味が分からず、心が膿ることが多く、立ち直りに時間がかかる。
- ・ 部活動と関係ない部員の問題で部活動停止処分などにすると、関係の無い部員や保護者から非難される。その正当性を論証することはできない。
- ・ 黙って、一言で、状況説明で、ルールで、Iメッセージで、分割で、逆順で、別行動で、温かな無視で、部分で、本気で、記録で、公表で、傾聴で…。

○ 体罰と正当行為を意識する！

- ・ 処罰として立たせっぱなしにする、トイレに行かせない、食事を摂らせない、等は恨みを買うだけであまり効果は期待できない。しかも体罰として逆に訴えられる。
- ・ 非行生徒に対する自宅謹慎処分は、中学校では百害あって一利なしである。登校させ、しかるべき指導をするのが効果的である。そもそも出校停止処分は教育委員会が裁定するもので学校が単独で登校停止はできないことを承知しておくこと。
- ・ 懲戒（教育的指導の範囲）と体罰の違いをきちんと認識すべきである。肉体的苦痛を与えて、感情的にコントロールすることは絶対にあってはならない。

③ **今日行く＝教育！**

「登校した時と同じ姿で下校させるのが基本！体や心が傷つけられた生徒には、その日のうちに家庭訪問し保護者に説明する！」

○ 本人に指導したことは、その日のうちに必ず保護者に連絡する！

- ・ 責任を感じすぎたり、判断が甘かったり、感覚が鈍かったりと理由はいろいろあるが、結果として隠蔽したり報告を怠ったりしてはならない。担任の独断による処理が、学校の組織運営に取り返しのつかない事態を引き起こすことを忘れてはならない。
- ・ 成績に関することも事前に教科担任と連携し、評価が下がることや提出物の督促などを事前に最低2～3回は行うべきである。事前に何も話さず、思い知らせてやる的な評価は、通知表を見たときにクレームとなってかえってくることも多い。納得の

いく指導を心がけたい。

- 問題を起こした生徒の保護者は、**呼び出すより家庭訪問**する！
 - ・ 校内で起こった問題で親を責めるのはもってのほかである。子供のことで一番困っているのは保護者であることを忘れてはならない。担任が困っている保護者を支援する側に回らずに敵対しては救われる子供も救えなくなり、最終的には担任も窮地に陥る。
- 被害にあった生徒の保護者には直接面談も含め**その日のうちに手厚く対応**する！
 - ・ 問題を抱えている生徒の指導を生徒指導や養護教諭、カウンセラーに任せっぱなしにしては、担任から見捨てられた感が強まり救われぬ。非行傾向のある生徒はそういう担任に恨みを晴らすかのように迷惑行為を繰り返すようになる。
- 管理職や生徒指導主任が知らない生徒指導がないように**報告・連絡・相談はその日のうちに行う**！
 - ・ 「報・連・相」は、みんなで取り組むための第一歩である。非行生徒の指導、長欠生徒のケア、保護者との面接、問題生徒のカウンセリング、警察や家裁、児相との連携…等々、一人の人間がやるべきことではないし、できるわけもない。組織で動くための始めの一步が「報・連・相」である。

④ **生徒活動の組織運営！**

「健全な生徒の声を拾って、底上げを図る！」

- **「生徒は生徒の中で育つ！」**
 - ・ 起きた問題や課題をオープンにし、みんな一緒に対策を考え、改善を図る。個別指導に終始せず、必ず生徒の中に返すべきである。
- ネガティブチェックで問題意識を高め、**改善行動はポジティブ**に行う！
 - ・ 具体的に取り組めることを生徒から引き出し、「～をしよう！」というスタンスで改善策を実行する。
- **スモールステップで目標を達成させる！**
 - ・ みんなで取り組む行動目標をつくり、期間（二週間程度）を決めて集団の変化をつくる！
 - ・ 短期の行動改善や集団変容が経営の基本である。マネジメントサイクルを短期間で繰り返して行うことがスパイラルな改善となつてつながり、目標達成に結びつくことを教えていかなければならない。
 - ・ 問題のない学級はない。問題に気づかないことが大きな問題である。

(2) 生徒指導の組織対応について

- ① 成果を上げるための組織的な対応！
- **生徒指導主任はみんなで取り組む舵取り役**である！

- ・ 学校職員の誰に何を割り当て、どう対処させるかを考え、校長、教頭の指示の下に担任や学年職員に具体的な手引きをする。
- ・ 複数生徒が絡む場合は、同時に一斉に対処しなければならない。生徒指導主任が直接に対処するのではなく、担任を前面にたて、学年職員を中心に支援する体制をつくらなければならない。
- ・ 数人の教職員が知っている状態ではなく、情報を全職員で共有し、何をすべきかを理解している状態にしなければならない。教職員が「点」ではなく「面」になる組織的な指導体制をつくらなければならない。「報・連・相」はそのためである。

○ 教頭は判断し、**校長は決断する。そしてすべての責任は校長が負う！**

- ・ 「自分を理解し、かばい、見方になってくれるのは担任と身近な先生で、校長（教頭）に知られたら大変だ」と思わせる体制をつくる。
- ・ 「公立学校の規範を維持する義務を果たす」役割を持つのが管理職であり、「そのために個々のわがままを許すことはできない」というスタンスを生徒に理解させ、そういう立場に仕立てて校長（教頭）を利用すべきである。
- ・ 事件の対処は迅速、的確に行われなければならない。そのために校長は常に的確な情報を把握し、素早い決断をしなければならない。フットワークの軽い体制をつくり処理しなければならない。

○ **指導に生かすための記録**の重要性！

- ・ 組織対応するための情報の共有…担任の対応の問題なのか関係機関につながねばならない生徒なのかの判断
- ・ 保護者への説明…事実の記録を見せ、保護者の理解と支援を得る。
- ・ 医師や心理士につなぐ資料…生徒の言動の具体的な記録は、重要な判断材料である。
- ・ 保護観察中の生徒への措置…具体的な資料の報告義務、適切な措置のための資料
- ・ 裁判になった場合の資料…事実記載は重要な証拠となる。職員会議録等よりも効果がある。
- ・ 記録は、言動をありのままに記載する。絶対に記録者の解釈や主観を入れてはならない。保護者に見せられなくなるばかりか、誤解を受ける元になる。「担任に暴言を吐く！」と記すより、「先公、てめえ、ムカツクんだよ。ぶっ殺すぞ」と書く。
- ・ その都度ルーズリーフで時系列に従って事実を記録し、綴っておく。ノートに記入すると加除修正、コピーがしにくくなる。右肩に記載日時、記録者を必ず入れる。

② 具体的な対処方法

○ **事態の発生、発見**

- ・ 現行犯は見逃さない。同じ学校でダブルスタンダードを作らない。やってはいけないことを見たら必ずその場で行動を制止するように注意し、関係職員に連絡する。
- ・ 問題行動を起こした生徒の保護者から直接連絡が入った場合は、連絡してくれたこ

とに感謝し、共に考える姿勢を示す。

- ・ 警察は補導した生徒のことを学校には知らせないのが筋である。忘れた頃に家庭裁判所から書類が送付され、事件が明るみになるが、本人は罪悪感が薄くなっている。
- ・ 生徒や保護者、外部からの情報提供があった場合は、絶対に守秘義務を遵守する。間違って「〇〇から聞いたけど…」などと該当生徒に確認することのないように上手に事実確認すること。

○ 被害者、保護者対応

- ・ 迅速に対応する。教師側の都合は全く関係ない。**絶対に翌日回しにしない!**
- ・ 学校に呼びつけない。**被害者へは学校が出向くのが原則**。陳謝し、詳細を説明する。
- ・ 最初は電話で連絡をしないこと。特にいじめについて指導した後で被害者の親に電話で説明し、それで済まそうなどという非常識なことはやらない。
- ・ 担任は全面的に被害者側に立ち、誠実に対応すること。最初から「お子さんにも原因があったので…」などと言ってはならない。
- ・ **自分や学校の立場を弁解しないこと**。被害者には全く関係ない。誠実に対応しないと、加害者ではなく学校が訴えられることもある。
- ・ 加害者を訴えるかどうかは被害者の自由である。なだめて穏便に済まそうとしたり、訴えさせようとする言動はとらない。被害届が出された場合は、法に従って対応し、指導する。
- ・ 家庭訪問し、確実な対処を約束してから学校へ戻り、報告する。

○ 事実の把握

- ・ 事実確認作業…大きな事件、集団的な事件の場合は、授業を自習にしてでも素早く事実を確認する。口裏を合わせさせない。隠蔽させない。
- ・ 集団の場合は、同時に事実を確認する。連絡担当者が双方の矛盾点を知らせる。「あっちは正直に話したよ。君の言っていることが嘘だとまずいな」というように。
- ・ 聞き取り作業は必ず複数の教師で対応する。一人は訊く。一人は記録する。
- ・ 聞き取りは「いつ、どこで、誰と、何をやったか」ということだけを訊く。「なぜやったか」は問題にしない。また、聞かされる行為にいちいち批判や叱責をせず、淡々と聞き出す。
- ・ つじつまが合わないことについては、厳しく確かめる。すべてを正直に語らなければ更正する気持ちなど生まれない。

○ 事件を起こした生徒への指導

- ・ 叱責だけでなく意味を分からせる。長々と話しをして「わかったか？気をつけろ!」「はい。すいませんでした。」では何も指導になっていない。担任が脇に座って、「何をやったか」「どうしてやったか」「どうなったか」「何を思ったか」「相手に対してどう思っているか」「今後はどういう生活をしていくつもりか」等々を丁寧に問いかけ、**文章に書かせる**。間違った判断をしていたら、その都度「そうじゃないだろ!」と

矯正する。手間のかかる作業だがこうしないと理解できないものもある。

- ・ 処罰ではなく浄化する。膿んでいる生徒の心を浄化させてあげるのが効果的である。意味を理解させ、反省させ、謝罪させ、更正への決意を持たせ、それを受け止め、認めることである。たとえ騙されてもきちんと「信じ切って」あげることが必要である。
- ・ 集団の場合も襖ぎの場面は一人一人設定し、保護者が心配していることや担任の苦労や学年職員が心配していることを伝え、次から何をサポートするかをはっきり伝え、励ますことが大切である。「部活で朝のコート整備を頑張るそうだね！2、3日さぼりしたらまた声をかけてあげるから2週間は続けられるように頑張れよ！」
- ・ 指導された生徒が、最後に「ありがとうございました」と頭を下げられるように指導したい。
- ・ いじめ等の重大問題に対しては、学年主任や生徒指導主任の支援のもとに指導計画をたてて指導にあたらねばならない。学級経営全体の改善策を練り直さねばならない場合も出てくる。

○ 問題を起こした生徒の保護者への対応

- ・ 保護者を担任の「同士」にしなければ生徒は立ち直れない。親の多くは、学校で起きている問題に対しては「学校が悪い」と考えている。学校側は、「保護者がダメ」と思っている。このズレに問題がある。「学校が悪い」と思っている保護者をいくら学校に呼び出しても話が入っていくわけがない。それが度重なればなおのことである。指導を入れた後は、「一緒に協力して行きましょう！よろしくお願いします！」で終わらなければ、保護者対応に時間がかかってしまう。(暴力行為に対する対応は別！)
- ・ 「学校が悪い」と言って謝罪すらない場合は、「法」に関わる手続きを生徒指導主任等の担任以外の教師が淡々と話し、教えてあげる必要がある。
 - * 暴力行為や窃盗の場合、家庭裁判所の審判に回される。刑法に違反しない場合でも真犯行為で審判される場合もある。
 - * 暴力行為は被害届が出されれば、取り調べに入る。いじめなどの人権被害で人権擁護委員会（国の機関）に訴えれば学校に調査が入る。
 - * 家庭裁判所から紹介があれば、学校生活の様子を事実記載し、報告しなければならない。生活改善が見られない場合はその事実を報告せざるをえない。調査官は記載された内容による心証で審判する。心証＝学校の実事記載である。
 - * 14才以上は犯罪行為、14才未満は触法行為とし少年法では区別されるが、実際には家庭や学校に指導力がなければどちらも施設に送致される場合がある。

○ 仏の顔も三度まで

- ・ 同じことを何度も繰り返し、親も学校も手に負えない、指導が入らない生徒がいる。学校が結果責任を果たせない場合は、福祉機関や司法機関の手に委ねることが本人にとって一番良いことであると判断し、躊躇なく関係機関につなぐ手配をすべきである。

しかし、こういう方法をとるのは、学校がそれまで最大限の努力をし、誠意を尽くしてからである。指導記録の厚さが少なくとも5ミリ以上になるくらいの努力が必要である。努力をしたかどうかを第三者が判断するのも「これだけやってくれば仕方ない」「仏の顔も三度まで」「堪忍袋の緒が切れる」「泣いて馬謖を斬る」というものがなければ支持は得られない。

<白山中の生徒指導は！>

- 生徒指導は、生徒理解である。生徒を受け入れ、傾聴し、質問し、本人に改善する意欲を持たせていく指導である。
(これダメ！…排除し、話を聞かず、「駄目なものはダメ！」という言葉だけで、指示命令しながら指導する！)
- ことを起こしてからの指導ではなく、普段からあるべき姿を示し、前向きな指導をする。(積極的な生徒指導…自己決定、自己有用感、共感的な人間関係を意識する)
- 組織対応を心掛け、ダブルスタンダードにならないよう共通行動する。
- 特別支援教育の視点に立ち、ユニバーサル的な指導を心掛ける。例えば「～しない」とか「～禁止！」というような表現ではなく、禁止の裏側、より適切な言動を示唆する方が丁寧な指導につながるものである。「廊下は走らない！」ではなく「廊下は歩きます！」、「スマホ持ち込み禁止」ではなく「事前に許可を得たスマホは、持ち込んだら必ず先生に保管していただく！」というような具合である。
- 「どうして」「なぜ」「何のために」というような根拠を自分の中に明らかにし、必ず生徒が納得する指導を日頃から心掛ける。納得しないまま家に帰って家族に伝えるとその生徒の都合だけで話されてしまい、保護者との関係まで悪くなる。
- 登校したときと下校するときに明らかな変化(肉体的・精神的)が見られる場合は、事前に保護者に連絡を取り、説明責任を果たすこと。